

平成26年度人事行政の運営等の状況

第1編 概要

I 職員の任免状況

(1) 職員の採用の状況

平成26年度は、4月に一般事務職9名、保健師1名、消防士2名及び教育公務員2名を、5月に保育士1名を採用しました。

(2) 再任用職員の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうちあらためて任期を定めて(1年)採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

また、任期(1年)は、65歳になる年度まで更新することができます。

平成26年度は、4月に再任用職員3名を採用しました。

(3) 職位別任用状況

課長補佐級以上の職の平成27年3月31日現在の職員数及び平成26年度の昇格者数は、次のとおりです。

(単位：人)

標準的な職名	統括監	課長	課長補佐	合計
職員数	9	55	46	110
うち昇格者数	5	12	6	23

(4) 職員の退職の状況

平成26年度は、10名の職員が退職しました。事由は自己都合等退職となっています。

II 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	44,131	11,230,034	523,351	2,419,275 (1,639,204)	21.5 (14.6)	23.4 (15.8)

(注) ()内は一般職分の内書きです。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

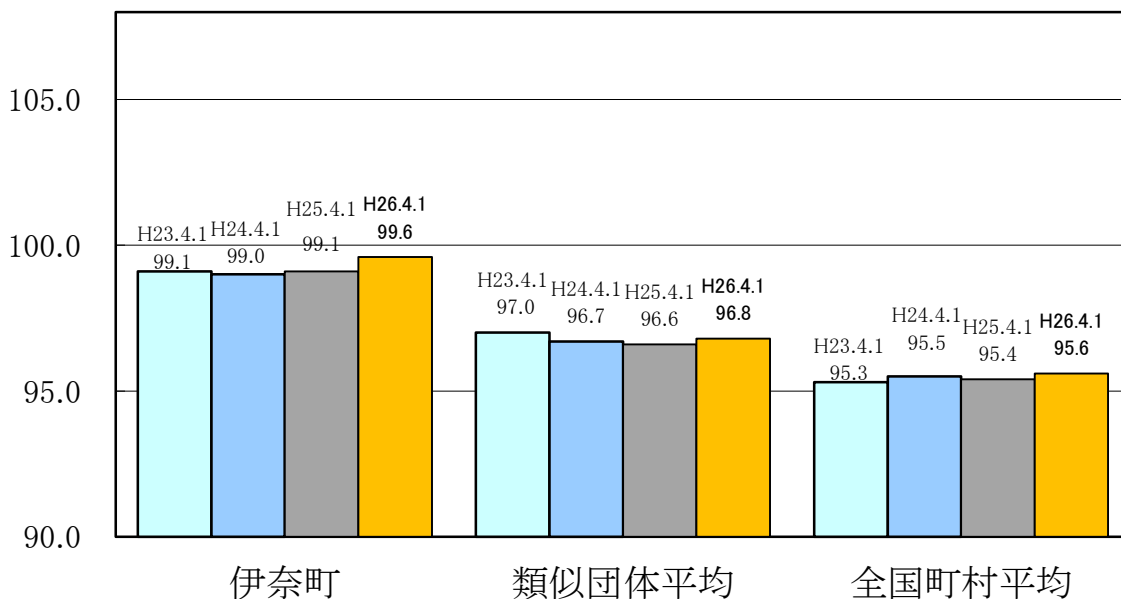
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 279	千円 1,001,595	千円 235,681	千円 401,928	千円 1,639,204	千円 5,875	千円 5,601

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。
- (注) H26.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.3%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 技能労務職の給料表についても、国の見直し内容を踏まえ、見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、伊奈町においても6%を支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は4%。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
伊奈町の支給割合	3%	6%	4%

③ その他の見直し内容

特に無し。

(5) 特記事項

特に無し。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊奈町	43.3歳	330,500円	421,300円	382,420円
埼玉県	43.3歳	335,158円	427,918円	—
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	316,054円	372,370円	347,095円

※国及び類似団体については、平成26年4月1日現在の年齢及び月額です。

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料 月額	平均給与月 額(A)	平均給与月 額(国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月 額(B)	
伊奈町	39.3歳	10	246,700円	286,000円	269,331円	—	—	—	—
うち調理員	—歳	—	—	—	—	調理士	42.6歳	257,600円	—
うち用務員	—歳	—	—	—	—	用務員	54.3歳	199,300円	—
うち自動車運転手	—歳	—	—	—	—	自家用乗用自動車運転手	54.5歳	236,400円	—
国	50.1歳	3,119	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	50.0歳	12	291,276円	317,335円	307,380円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
伊奈町	—	—	—
うち調理員	—	3,450,800 円	—
うち用務員	—	2,747,000 円	—
うち自動車運転手	—	3,069,700 円	—

※技能労務職の内訳については、職員数が少なく個人が特定される恐れがあるため、公表していません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成23年～25年度の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		伊 奈 町	国
		初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	180,800円	174,200円
	高 校 卒	151,800円	142,100円
技能労務職	高 校 卒	145,400円	139,500円
	中 学 卒	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	—	—	—	402,500 円
	高 校 卒	—	—	351,800 円	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

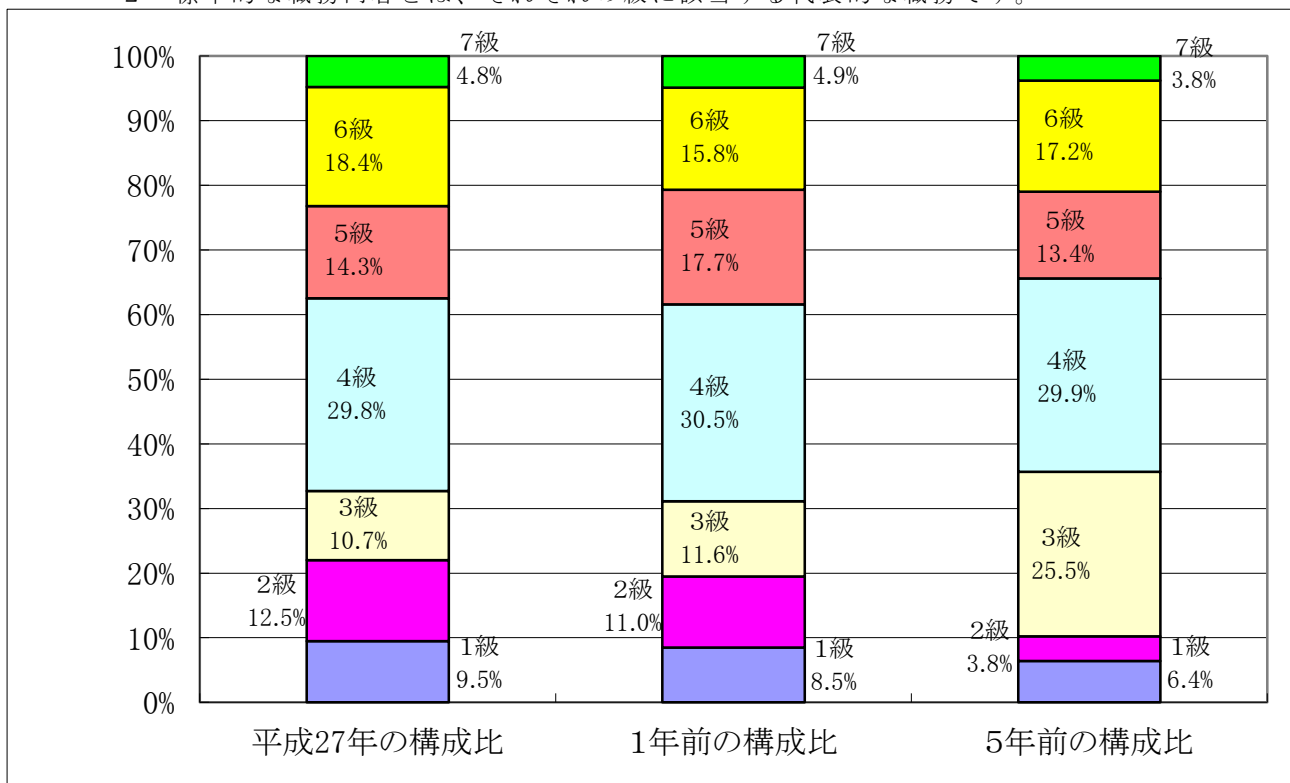
※一般行政職の大学卒経験年数10年、20年、25年、高校卒経験年数10年、20年、30年及び技能労務職については、職員数が少なく平均値が算出できないため公表していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	統括監の職務又はこれに相当する職務	8 人	4.8 %	360,100 円	454,500 円
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務	31 人	18.4 %	315,800 円	425,200 円
5 級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	24 人	14.3 %	285,000 円	393,100 円
4 級	係長の職務又はこれに相当する職務	50 人	29.8 %	258,300 円	378,700 円
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務	18 人	10.7 %	223,900 円	347,700 円
2 級	主事の職務又はこれに相当する職務	21 人	12.5 %	187,700 円	301,900 円
1 級	主事補の職務又はこれに相当する職務	16 人	9.5 %	137,600 円	244,900 円

(注) 1 伊奈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく昇給基準により、勤務成績に基づいて昇給の号級数に差を設けています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 奈 町	埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額 (26年度) 1,430 千円	1人当たりの平均支給額 (26年度) 1,649 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当は、伊奈町職員の給与に関する条例第17条の7に基づき、6月1日及び12月1日(基準日)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給しています。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

伊 奈 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たり 平均支給額 2,415 千円 (26年度)	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

※定年により退職した職員1人当たりの平均支給額については、個人が特定される恐れがあるため、公表しておりません。

(3) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		36,191千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		121,447円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全域	4%	301人	4%

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		3,023千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		30,231円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		33.6%	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
犬猫等死体処理手当	環境対策課職員	犬、猫等の死体の処理に従事した者	1件300円
行旅死病人取扱手当	福祉課職員	行旅病人の救護処理に従事した者	1件300円
	福祉課職員	行旅死亡人、変死人の処理に従事した者	1件1,000円
消防業務手当	消防署職員	消防本部に勤務し、消防業務に従事した者	月額2,000円
	消防署職員	機関員	1当務100円
	消防署職員	火災現場に出動し、消火活動又は火災原因調査に従事した者	1回300円
	消防署職員	救急現場に出動し、負傷者の収容業務又は現場手当を施す業務に従事した者	1回300円
保育士手当	保育士	保育所の保育業務に従事する保育士	月額1,000円
保健師手当	保健師	法定予防接種、療養指導、家庭訪問指導の業務に従事する保健師	月額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	75,593千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	398千円
支給実績 (25年度決算)	66,272千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	354千円

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目11,000円 満16歳～22歳の子に対する加算1人につき5,000円	同		34,345千円	252,540円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員。 (家賃の額に応じて27,000円を限度に支給)	同		12,627千円	307,973円
通勤手当	交通機関等(電車等)利用(2km以上) 運賃等相当額(1月当たり55,000円を限度) 交通用具(自動車等使用)(2km以上) 距離に応じた額(2,000円～31,600円)	同		11,726千円	52,350円
管理職手当	管理職の職責に応じて給料の10～15%を支給	異	(国) 職務の級に応じて 定額支給	61,338千円	567,946円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	同		7,833千円	122,398円

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	770,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 904,000円 / 383,500円
	副町長	646,000円	750,000円 / 478,800円
報酬	議長	322,000円	486,500円 / 227,000円
	副議長	257,000円	419,300円 / 182,000円
	議員	229,000円	390,000円 / 157,000円
期末手当	町長	(26年度支給割合) 4.10月分	
	副町長	(26年度支給割合) 4.10月分	
退職手当	町長	(算定方式) 770,000円×在職月数×0.35×1.15	(1期の手当額) (支給時期) 14,876,400円 (任期毎)
	副町長	646,000円×在職月数×0.21×1.15	7,488,432円 (任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

※（参考）類似団体における最高／最低額は、平成26年4月1日現在の金額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

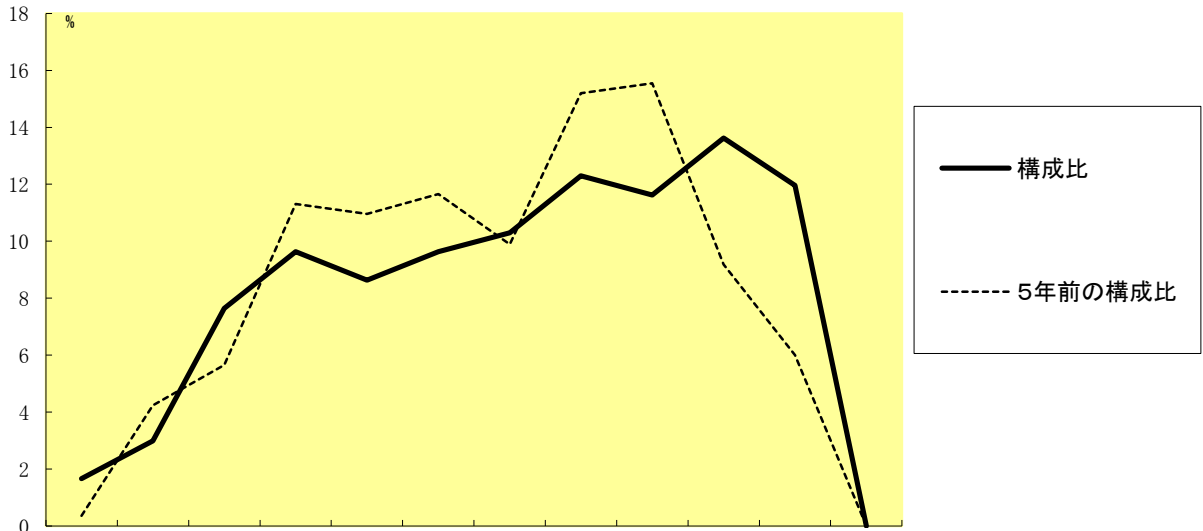
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	自治推進事業強化のための人員補充、出張所の欠員補充、課付職員（派遣） 育休職員の補充 任期付職員の任期満了、退職不補充 課付職員（派遣） 組織改革に伴う職員減
		総務	55	59	4	
		税務	20	21	1	
		民生	65	62	△3	
		衛生	21	21	0	
		労働	—	1	1	
		農水	5	5	0	
		商工	3	3	0	
		土木	21	19	△2	
		計	193	194	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.96人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.20人)
	教育部門	34	34	0		
	消防部門	53	53	0		
	小 計	280	281	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.67人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.04人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水道	8	8	0	育休職員の補充
		下水道	4	4	0	
		その他	15	16	1	
		小 計	27	28	1	
合 計			307	309	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.02人
			[332]	[332]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	9人	23人	29人	26人	29人	31人	37人	35人	41人	36人	0人	301人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	過去5年間の増減数(率)
一般行政	179	178	182	181	188	193	14 (7.8%)
教育	34	34	34	34	34	34	0 (0%)
消防	49	50	50	51	52	53	4 (8.2%)
普通会計計	262	262	266	266	274	280	18 (6.9%)
公営企業等会計	29	31	30	30	30	27	△2 (△6.9%)
総合計	291	293	296	296	304	307	16 (5.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 935,208	千円 70,071	千円 48,688	% 5.2	% 7.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)埼玉県平均 1人当たり給与費 千円 6,849
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 8	千円 31,885	千円 4,521	千円 12,282	千円 48,688	千円 5,410	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊 奈 町	41.9 歳	353,834円	507,164円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822円	509,358円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
※団体平均は、平成26年4月1日現在の平均年齢、基本給及び平均月収額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊奈町（企業職）		伊奈町（一般行政職）	
1人当たりの平均支給額（26年度） 1,535 千円		1人当たりの平均支給額（26年度） 1,430 千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

伊奈町（企業職）			伊奈町（一般行政職）		
(支給率)			(支給率)		
自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり 平均支給額 (26年度)	— 千円	— 千円	1人当たり 平均支給額 (26年度)	2,415 千円	— 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

※1人当たりの平均支給額については、個人が特定される恐れがあるため、公表しておりません。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			1,027千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			114,101円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	4%	8人	4%

エ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	863千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	108千円
支給実績（25年度決算）	994千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	166千円

オ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目11,000円 満16歳～22歳の子に対する加算1人につき5,000円	同		1,056千円	211,200円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員。 （家賃の額に応じて27,000円を限度に支給）	同		0千円	0円
通勤手当	交通機関等（電車等）利用（2km以上） 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 交通用具（自動車等使用）（2km以上） 距離に応じた額（2,000円～31,600円）	同		285千円	47,596円
管理職手当	管理職の職責に応じて給料の10～15%を支給	同		1,290千円	644,844円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	同		0千円	0円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分(国と同じ)と定められており、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までとなっています。そのうち、午後0時から午後1時までが休憩時間となっています。

なお、部署によっては、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

年次有給休暇……有給の休暇で、1年につき最高20日が付与され、翌年に最高20日を繰り越すことができます。

病 気 休 暇……職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる有給の休暇です。

公務上の負傷又は疾病の場合にはその療養に必要な期間が、公務外の負傷又は疾病の場合には、最大90日(結核性疾患の場合は1年)です。

特 別 休 暇……特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。職員は、次に掲げるそれぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができます。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認める期間
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会、その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間
- (3) 出産の場合 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間
- (4) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数)とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間
- (5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める期間
- (6) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間
- (7) 生理日における勤務が著しく困難な場合 3日の範囲内においてその都度必要と認める期間
- (8) 忌引の場合 次に定める期間

死亡した者		日数	
配偶者	7日		
1 親等の直系尊属(父母)	血族 7日	姻族 3日	
同 卑属(子)	同 5日	同 1日	
2 親等の直系尊属(祖父母)	同 3日	同 1日	
同 卑属(孫)	同 1日	同 ー	
2 親等の傍系者(兄弟姉妹)	同 3日	同 1日	
3 親等の傍系尊属(伯叔父母)	同 1日	同 1日	

備考

- 1 死亡した者が、職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準じる。
- 2 代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、父母に準じる。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、その往復に要する実日数を加算する。
- (9) 配偶者及び父母の祭日の場合 それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する実日数を加算した日数
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合 その都度必要と認める期間
- (11) 災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合 1週間の範囲内においてその都度必要と認める期間
- (12) 結婚の場合 5日の範囲内において必要と認める期間
- (13) 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日の範囲内においてその都度必要と認める期間

- (14) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (15) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間
- (16) 要介護者の介護その他の町規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (17) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 1の年の7月から9月までの期間内において6日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し6日を超えない範囲内で町規則で定める日数)の範囲内でその都度必要と認められる日数
- (18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 その都度必要と認める期間
- (19) 地震、水害、火災その他の災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合 その都度必要と認める期間
- (20) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための抹消血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため抹消血管細胞を提供する場合、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間
- (21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内で必要と認める期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは病気にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて、規則で定めるものにおける活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は病気により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

介護休暇……職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、病気又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

介護休暇の期間は、介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認める期間となります。

組合休暇……職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間における無給の休暇で、1年につき20日まで与えられます。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの職員の年次有給休暇の年平均取得日数は9.1日となっており、平成25年(9.9日)に比べて0.8日減少しています。

(4) 育児休業、育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業をすることができる制度です。原則として、育児休業期間中には給与は支給されません。

育児部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しないことができる制度で、休業した期間の給与は減額されます。

育児短時間勤務とは、職員が任命権者の承認を受けて、その職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる制度で(1週間当たりの勤務時間19時間25分～24時間35分)、勤務をしなかった時間の給与は減額されます。

平成26年度中に新たに育児休業を取得した職員は8名、新たに育児部分休業を取得した職員は

4名、新たに育児短時間勤務を取得した職員は2名です。

(5) 時間外勤務の状況

平成26年度の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は14.0時間です。(平成25年度は12.7時間)

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成26年度に分限処分を受けた職員は2名(休職)で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

(2) 懲戒処分の状況

平成26年度において、懲戒処分を受けた職員は0人です。

V 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」。地方公務員法第30条で規定されているサービスの根本基準です。この根本基準を実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(第32条)、信用失墜行為の禁止(第33条)、秘密を守る義務(第34条)、職務に専念する義務(第35条)、政治的行為の制限(第36条)、争議行為等の禁止(第37条)、営利企業等の従事制限(第38条)などの義務や制限を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。本町には伊奈町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例があり、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合若しくは任命権者が定める場合においては、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務が免除されることがあります。

平成26年度においては、人間ドックを受診する場合、献血に協力する場合及び消防団活動に従事する場合について職務に専念する義務が免除されています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないこととされています。任命権者の許可の基準は、営利企業等の従事制限に関する規則に定められています。

平成26年度における許可件数はありません。

VI 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

平成26年度における研修の状況については下記のとおりです。

町単独研修

新規採用職員研修(12人)、地方自治法・地方公務員法研修(14人)、職員人権問題研修(144人)、法制執務研修(18人)、法制執務研修(実務編)(8人)、接遇研修(18人)、コンプライアンス研修(260人)

彩の国さいたま人づくり広域連合主催研修

「階層別研修」

新規採用職員研修(10人)、中級研修(基礎)(9人)、中級研修(実践)(8人)、係長級研修(8人)、課長補佐級研修(7人)、課長級研修(12人)

「選択研修」

地方自治法(4人)、地方公務員研修(1人)、簿記入門と公会計(1人)、基礎から学ぶ地方自治法(3人)、基礎から学ぶ地方公務員法(3人)、交渉力向上(1人)、経営管理・組織管理(1人)、政策法務立法編(1人)、創造力トレーニング(1人)、職場におけるメンタルヘルス対策(1人)

「民間企業派遣研修」(1人)

「講師養成研修」

地方自治法講師研究会(1人)

北足立北部共同研修会主催研修

意識改革研修(4人)、法制執務研修(3人)、課長補佐級研修(4人)、メンタルヘルス研修(12人)

市町村職員中央研修所(2人)

全国建設研修センター(1人)

埼玉県総合技術センター(2人)

(2) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要等

知識、技術、判断力、説明・調整力などの能力評価による人事評価を実施しています。係長昇格選考試験においても活用しました。

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員及びその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他、一般職全職員で組織する「伊奈町職員親睦会」に厚生事業を委託しています。伊奈町職員親睦会では、慶弔・レクリエーション・クラブ補助・職員研修・会報発行等の事業を実施しています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。町の負担率は法定されており、平成26年度は365,970千円の負担金を支出しました。

また、平成26年度に伊奈町職員親睦会に厚生事業を委託するのに要した費用は2,114千円です。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成26年度に認定された公務災害は3件です。

第2編 公平委員会の業務の状況

I 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成26年度は、勤務条件に関する措置の要求はありません。

II 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成26年度は、不利益処分に関する不服申立てはありません。